

エコパーク 21
長期包括運営業務委託

募集要項

平成28年7月
生駒市

目 次

第1章 募集要項等の定義	1
第2章 対象業務の概要	2
1 業務名	2
2 施設等の管理者	2
3 業務実施場所	2
4 施設概要	2
5 業務内容	3
第3章 受託者募集等のスケジュール（予定）	5
第4章 応募に関する事項	6
1 応募者の備えるべき参加資格要件	6
2 応募に関する留意事項	7
3 応募に関する手続	8
第5章 業務条件	12
1 業務計画の提案に関する条件	12
2 業務の継続が困難となった場合の措置	15
3 本市による本業務の実施状況の検証及び評価	15
第6章 提案書類の審査	17
1 審査委員会の設置	17
2 審査の方法	17
3 審査事項	17
4 公募及び特定に係る事務の担当	17
第7章 契約の概要	18
1 契約の構成	18
2 契約の手続	18
3 契約の締結	18
4 その他	18
別表1 リスク分担表	19

第1章 募集要項等の定義

生駒市（以下「本市」という。）は、エコパーク21長期包括運営業務委託（以下「本業務」という。）について、受託者を公募により特定し、実施する。

このエコパーク21長期包括運営業務委託募集要項（以下「本募集要項」という。）は、本市が本業務を実施する受託者を公募型プロポーザル方式により募集及び特定するにあたり、これに応募しようとする者に配布するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な資格審査書類及び提案書を提出する。

なお、本業務の公募型プロポーザルによる受託者の特定は「生駒市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づくものである。

また、本募集要項に併せて配布するエコパーク21長期包括運営業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）、エコパーク21長期包括運営業務委託優先交渉権者決定基準（以下「優先交渉権者決定基準」という。）、エコパーク21長期包括運営業務委託様式集（以下「様式集」という。）は本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

第2章 対象業務の概要

1 業務名

エコパーク 2 1 長期包括運営業務委託

2 施設等の管理者

生駒市長 小紫 雅史

3 業務実施場所

生駒市北田原町 2476 番地 8

4 施設概要

本業務の対象とする施設（以下、「本件施設」という。）の概要は以下のとおりである。

施設名称	エコパーク 2 1
所在地	奈良県生駒市北田原町 2 4 7 6 番地 8
稼動開始	平成 1 3 年 4 月
処理能力	し尿等 8 0 kL / 日 (し尿 1 0 kL / 日・浄化槽汚泥 7 0 kL / 日) ※ 生ごみ 1. 3 t / 日 (最大 2. 6 t / 日)
処理方法	浄化槽汚泥混入率の高いし尿処理に対応した 膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理 (活性炭吸着) (膜=吸引式回転平膜)
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> 1 受入・貯留設備 2 膜分離高負荷脱窒素処理設備 3 高度処理設備 活性炭吸着処理 4 消毒設備 接触槽 5 汚泥処理設備 高温高速メタン発酵方式 (メビウスシステム) + 汚泥堆肥化 <ul style="list-style-type: none"> ① 生ごみ受入設備 ② メタン発酵装置・汚泥脱水設備 ③ 堆肥化設備 袋詰装置 ④ 発電設備 ガス発電機能力 7 0 kw ガスホルダー容量 3 4 0 m³ (1 7 0 m³ × 2 基) 6 脱臭設備 <p>【その他】 管理棟、門・囲障、植栽、駐車場、その他付帯設備</p>
工事施工企業	三菱重工業株式会社

※本件施設に搬入される平群町汚泥は、浄化槽汚泥受入槽に投入している。

(注) 下水道放流の水質基準を遵守している中ではプラント設備を部分的に停止することができる。

5 業務内容

本業務に応募し、特定の結果、優先交渉権者となった業務履行予定者（以下「優先交渉権者」という。）と本業務について本市との契約交渉を経て本市と契約を締結した受託者が、本件施設へ搬入される一般廃棄物の処理を行い、本件施設の運転・維持管理等を行う。

(1) 業務目的

本業務は、本件施設へ搬入される一般廃棄物等を適正な価格をもって本件施設の高度な技術性能を発揮して処理することを目的とする。

なお、本件施設の技術性能の発揮とは、施設機器を定常状態で稼働させ、その状況を監視し制御すると共に、本件施設の必要とする性能及び機能を正常、安定的に維持する目的で行う消耗部品又は予備品の取替え、注油、汚れ等の除去、設備の点検並びに補修（点検等により発見された不良箇所の修繕や部品等の交換等）により、施設の性能を常時最適な状態に保つことをいう。

(2) 業務期間及び契約の考え方

① 業務準備期間（引継期間）

- ・平成 29 年 1 月 5 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

② 業務期間

- ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで

③ 乖離指摘期間

受託者が、募集要項等の書類に記載する本件施設の内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これらの乖離については本市及び受託者の双方協議のうえで解決することとする。乖離を指摘することができる期間は、次のとおりとする。

- ・平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日まで

④ 受託者の収入

本市は、受託者が実施する施設の運営・維持管理業務の対価を、委託料として業務期間にわたって受託者に支払う。委託料の構成についての詳細は本募集要項第 5 章業務条件に示す。

⑤ 業務期間終了時の取扱

本業務の延長が必要となった場合は、本業務の終了日の 3 ヶ月前に、本市と受託者で本業務の延長について協議を開始する。また、本市と受託者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。

(3) 本業務の範囲

本業務で、受託者が行う業務の範囲は次のとおりとする。詳細については要求水準書に示す。

業務の範囲

業務	内容
運転管理	計量受付 廃棄物搬入受付 薬剤及び燃料等の調達、保管、在庫管理 物品、消耗品等の調達、保管、在庫管理 し尿処理プラント及び付帯設備運転管理（夜間は宿直により本件施設の異常に対処すること） し渣の運搬 水槽の清掃及び清掃汚泥の運搬 肥料配布作業（受付を含む）
点検及び補修	プラント設備の保守点検 プラント設備の維持補修（設備更新を含む） エレベーター保守点検及び補修 自動ドア保守点検及び補修 消防用設備等点検及び補修 電気工作物保安業務及び補修 空調機・換気扇点検業務及び補修 ボイラー整備及び性能検査受検 分析用試薬廃液処分業務 その他施設内の設備についての維持補修 敷地内土木建築物の点検及び補修（更新は含まない）
その他	敷地内の清掃（管理棟内公園管理事務所は除く） 敷地内の草刈り及び植え木の剪定 施設の見学案内時にプラント設備についての説明応対 運営上必要な申請及び調査等書類作成 委員会や住民対応時のプラント部分の説明応対 本件施設内の安全確保 宿直による保安対応 休日夜間における市民等の管理棟諸室等利用後の施錠 夜間における公園トイレの非常ベル対応

(4) 本業務の予定価格

本業務の契約期間における委託料の合計費用の本市としての予定価格は以下のとおりであり、応募者が提案する価格が予定価格を上回った場合は失格となる。

なお、下記予定価格は本募集要項第5章 1 (2)に示す、運転管理費、補修費、変動費の合計金額としての委託料であり、その算定として必要となる廃棄物搬入量は本募集要項第5章 1 (2) ③イに記載する量を基とする。

予定価格（消費税を除く金額）： 2, 228, 794, 000円

第3章 受託者募集等のスケジュール（予定）

受託者の募集及び特定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、受託者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

時期	内容
平成 28 年 7 月 5 日～8 月 10 日	募集要項等の公表
平成 28 年 7 月 5 日～8 月 10 日	公募の参加受付及び書類の配布
平成 28 年 7 月 11 日～8 月 10 日	参加者の施設見学（図面等の資料確認を含む）
平成 28 年 8 月 8 日～8 月 19 日	質問受付
平成 28 年 8 月下旬	質問回答
平成 28 年 9 月 20 日	提案書類の受付
平成 28 年 9 月下旬～10 月中旬	提案書類の審査
平成 28 年 10 月中旬	プレゼンテーション実施
平成 28 年 11 月上旬	優先交渉権者決定・公表
平成 28 年 12 月下旬	基本協定書の締結
平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月	業務契約の交渉・締結

第4章 応募に関する事項

1 応募者の備えるべき参加資格要件

募集に参加するものは、以下の要件の全てを満たすこと。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、一企業又は複数の企業で構成すること。
- イ 応募者が複数企業から構成される場合は、代表企業を定めること。また、資格審査書類（応募参加表明書及び応募参加資格確認申請書等）の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。
- ウ 応募者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- オ 本業務を実施するための特別目的会社を設立する場合は、以下の条件に従うものとする。
 - i) 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。
 - ii) 事業契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に規定される株式会社を生駒市内に設立すること。
 - iii) 特別目的会社への出資は構成員全員によるものとし、構成員以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、設立時から事業期間内はこれを維持すること。
 - iv) すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、生駒市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、参加資格認定基準日（平成28年7月1日とする）において、次に掲げる要件をすべて備えていること。但し、参加資格確認から契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が以下に示す参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。また、応募者が複数の企業から構成される場合には、すべての構成員が、次のアからケの要件を備え、いずれかの構成員がコからシの要件を備えること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第75号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。
- オ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者でないこと。
- カ 本業務に係る委員会の委員と資本・人事面、業務において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する者をいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員を兼ねている場合の会社をいい、「業務において関連がある者」とは、当該関与者と平成28年度において業務契約を締結している者をいう。
- キ 公告日から優先交渉権者決定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ク 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

- を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ケ 生駒市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第2条(10)に掲げる排除措置対象法人等に該当しないこと。
- コ 過去5年以内において一般廃棄物又は下水汚泥を活用しメタンガスの生成及び利用する施設の運転管理について継続して1年以上の元請けとしての業務実績を1件以上有していること。
- サ 過去5年以内において一般廃棄物又は下水汚泥を活用しメタンガスの生成及び利用する施設のプラント設備の修繕、更新等の業務について元請けとしての業務実績を1件以上有していること。
- シ 本件施設の管理ができる廃棄物処理施設技術管理士の資格を有する者を本業務の開始までに配置できること。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。但し、本市は、本業務の範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類については、変更することができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

(6) 本市が提示する参考資料の取扱い

本市が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(7) 応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

- ア 本応募において提出書類される書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- イ 本応募の提出書類に虚偽の記載があるとき
- ウ 応募者が提案する価格が本業務の予定価格を上回ったとき
- エ 本応募の提出書類の内容について説明を受ける場に応募者が出席しないとき
- オ 関係者に対する不当な活動を行ったと認められるとき

(8) 応募の延期等

本市が必要と認めるときは、応募を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。この場合に応募者に発生した費用は、応募者の負担とする。

(9) その他

資格審査以降において、応募者に募集要項等に定めるもののほか、応募に当たっての必要な連絡事項が生じた場合には、応募者に通知する。

3 応募に関する手続

(1) 募集要項等の配布

本応募に係る書類の配布として募集要項等の配布を次のとおり行う。

① 配布日

平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

② 配布時間及び場所

日 時：土曜日・日曜日・祝日を除く午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで
場 所：生駒市 市民部 環境保全課（生駒市東新町 8 番 38 号）

③ 配布資料

募集要項、要求水準書、様式集、優先交渉権者決定基準

(2) 参加の受付

参加を希望する者は、募集要項等で定める書式にて参加の意思を表明するとともに、参加資格について確認を行うため、必要書類の提出を行うこと。

① 受付期間

募集要項等公表日から平成 28 年 8 月 10 日（水）午後 3 時まで。

② 提出書類

提案書類については、次のとおりとし、書類は各正 1 部複写 15 部を提出すること。

ア 参加表明書（第 3 号様式）

イ 構成員表（第 4 号様式）

ウ 参加資格確認申請書（第 5 号様式）及び添付書類

i) 会社概要・業務経歴書

ii) 登記簿謄本

iii) 代表企業及び全構成企業の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに奈良県の県税及び本市の法人市民税納税義務者にあつては当該納税証明書）の写し

iv) 運転・維持管理実績（第 6 号様式）及び当該実績を有していることを証明する書類（契約書の写し等）

エ 委任状（第 7 号様式・必要な場合のみ）

オ 印鑑証明書及び印鑑届（様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本業務の応募手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）

③ 提出先

生駒市 市民部 環境保全課（生駒市東新町 8 番 38 号）

④ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

(3) 資格の審査及び結果の通知

参加資格の審査は、優先交渉権者決定基準に基づき審査を行い、応募者が書類を提出した日から 1 週間以内に応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

(4) 参考資料の閲覧及び現地見学

参加資格の確認において失格とならなかった応募者は第 2 号様式－1 の守秘義務に関する誓

約書を提出した後、参考資料の閲覧及び現地見学を行うことができる。参考資料の閲覧及び現地見学を希望する企業は、第2号様式-2により、電子メールにて申し込むこと。なお、本件施設に入場できる人数は、応募者あたり5名までとし、その他詳細は以下のとおりとする。

① 守秘義務

応募者は参考資料の閲覧及び現地見学を実施する前日までに第2号様式-1により情報の取り扱いについて定めた守秘義務に関する誓約書を、郵送もしくは持参のうえ提出することとし、応募者から第2号様式-1の提出が無ければ参考資料の閲覧及び現地見学の実施は認めない。

② 時間及び場所

日 時：本市が応募者の希望を踏まえ調整し、本市が決定した日とする。

参考資料の閲覧及び現地見学の時間は1日の中で午前9時から正午(3時間)を1コマ、午後1時から午後4時(3時間)を1コマとし、参考資料の閲覧及び現地見学について4コマまで実施できる。なお、参考資料の閲覧と現地見学は同時実施できない。

場 所：エコパーク21(生駒市北田原町2476番地8)

持参品：応募者は施設見学時に必要となる安全保護具を用意し、必要な保護具がない場合は入場を認めない。

注 意：来場時に必ず管理棟の本市担当職員に来場趣旨を伝え、本市担当職員の指示に従い参考資料の閲覧及び現地見学を行う。なお、現地見学においては本市の許可なくカメラ、ビデオ等の記録媒体を使用してはならず、参考資料の閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体を使用してはならない。また、参考資料の閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

責 任：来場時に発生した損害は、応募者の責任とする。ただし、明らかに本市の運営上の過失に伴う応募者の損害は別途協議する。また、本市の了承を得ること無く本件施設の設備機器に触れてはならない。

③ 閲覧できる参考資料

応募者が閲覧できる参考資料は以下のとおりとする。

- 施設配置図
- 機器配置図
- 竣工関連図書
 - ・竣工図書
 - ・取扱説明書
- エコパーク21精密機能検査及び余寿命調査業務報告書
- その他
 - ・維持管理に関する書類
 - ・地元との覚書(写し)
 - ・下水道放流に関する協定書等

(5) 参考資料の配布

参加資格の確認において失格とならなかった応募者に対して以下の参考資料を配布する。

配布は、参考資料の閲覧時に配布する。

- パンフレット
- 施設概要(施設の内容、業務経費、廃棄物処理実績、各種計量証明事業所による測定結果等を記載)

(6) 提案書類作成に関する質問の受付

提案書類の作成にあたり本市が配布する募集要項等の資料、閲覧できる資料等について質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 28 年 8 月 8 日（月）から平成 28 年 8 月 19 日（金）午後 3 時までとする。

② 質問の方法

様式集第 1 号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。また、このとき本市は電子メールを受け付けた旨を、質問を出した民間事業者に電子メールで連絡することとする。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

③ 提出先

生駒市 市民部 環境保全課

電子メールアドレス：ecopark@city.ikoma.lg.jp

（電子メール送付にあたっては、表題は「質問提出事務局宛」とすること。）

(7) 本業務に係る公表、配布資料等に対する質問の回答

本業務に係る公表、配布資料等に対する質問についてホームページにて回答書を公開する。公開予定日時は、平成 28 年 8 月下旬を予定している。なお、電話及び口頭での対応はしない。不当に混乱を招くことが懸念されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(8) 提案書類の受付

参加者は、次により本業務に関する提案書類を提出すること。

① 提出期間

平成 28 年 9 月 20 日（火）午前 10 時から午後 3 時までの間とする。

② 提出場所

生駒市 市民部 環境保全課（生駒市東新町 8 番 38 号）

③ 提出方法

持参とし、その他の方法を認めない。

④ 提案書類

提案書類については、次のとおりとし、書類は各正 1 部副 20 部を提出する。電子データとして CD-ROM により 1 部提出すること。書類及び CD-ROM の綴じ方については、応募者が参考資料の閲覧及び現地見学により本件施設へ来場した時に本市が指示する方法で行うこととする。

ア 応募書類提出書（第 9 号様式）

イ 長期包括運營業務提案書（以下「提案書」という。）

（第 10 号様式～第 15 号様式）

ウ 長期包括運營業務提案書参考資料（第 16 号様式）

⑤ 提案価格記載要領

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を提示すること。

⑥ 提案書類作成要領

提案書類は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上を用いること。但し、図表に用いる文字はその限りではない。提案書には、会社名やロゴマークは一切使用せず、資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を記入すること。

⑦ 特定手順

特定手順の概要は以下のとおりであるが、その詳細は、「第 6 章提案書類の審査」に従う。

ア 提出された提案書類がすべて揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。

イ 提案書類の審査にあたり、審査委員会は、提案者から提案書類の内容について説明を受ける場を設けることができることとする。

ウ 応募者の提案書類について「優先交渉権者決定基準」に従って審査を行い、優先交渉権者を特定し、応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、結果を書面にて通知する。

(9) 応募を辞退する場合

第3号様式にて参加表明書を提出し参加資格を認定された者は、次により本業務に関する応募を辞退することができる。

① 提出期間

平成28年8月8日（月）から平成28年9月16日（金）午後3時まで。

② 提出場所

生駒市 市民部 環境保全課（生駒市東新町8番38号）

③ 提出方法

様式集（第8号様式）に従って作成した応募辞退書を持参又は郵送とし、郵送による場合は、必ず「特定記録」とすること。

(10) 申し込み及び問合せ先

生駒市 市民部 環境保全課 施設係（担当：木戸、河盛）

住所：生駒市東新町8番38号

電話：0743-74-1111（内線358、359）

電子メール：ecopark@city.ikoma.lg.jp

第5章 業務条件

本業務の実施に係る条件は次のとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえて、応募書類を作成すること。

1 業務計画の提案に関する条件

(1) 本件施設等の使用

受託者は、本業務を実施するために必要な範囲において、本件施設及び本件施設に備える備品並びに本市が貸与する備品等を無償で使用できる。

(2) 本市が支払う委託料

① 委託料の考え方

本市が、受託者に対し業務の対価として支払う委託料は運転管理費、補修費及び変動費で構成されるものとし、それぞれの内容を以下に示す。

種類	概要	項目	
固定費	運転管理費 運転管理（人件費、事務費、保険料などの運営に関わる諸費用） 点検 プラント消耗部品	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・事務費（消耗品、印刷、被服、役務、使用料、賃借料、交通費等） ・一般管理費 ・設備機器部品費 ・ガスの料金 ・薬品費 ・燃料費 ・保険等費用 ・建築設備等保守費 ・清掃、環境整備等費用 	
	補修費	施設補修費	・プラント設備補修費（部品、材料、その他補修に掛かる経費等を含む）
変動費	変動費	一般廃棄物等の処理量によって変動が生じる薬品費	・薬品費

$$\text{委託料} = \text{固定費部分（運転管理費＋補修費）} + \text{変動費部分（変動費）}$$

② 委託料の支払い

委託料の支払いについては以下のとおりとする。ただし、契約金額に変更が生じた場合は支払金額については残りの契約期間に準じて変更する。なお、同月の請求は一括して行うことができることとする。

種類	支払金額	支払時期
運転管理費	契約により定められた10年間の運転管理費を120で除した金額。	毎月の月末において本市が業務の完了を確認した後、受託者からの請求書を本市が受領してから30日以内に支払うこととする。
補修費	契約により定められた10年間の補修費を20で除した金額。	当該年度の9月末及び3月末に、本市が業務の完了を確認した後、受託者からの請求書を本市が受領してから30日以内に支払うこととする。
変動費	契約により定められた一般廃棄物等1tあたりの単価に当月の一般廃棄物搬入量に乗じた金額。（ただし銭単位以下切り捨てとする。）	毎月払いとし、本市が業務の完了を確認した後、受託者からの請求書を本市が受領してから30日以内に支払うこととする。

③ 提案にあたっての留意事項

ア 応募者は、業務期間中の運転管理費、補修費及び変動費からなる業務費の合計金額及び変動費単価を提案すること。

イ 変動費単価を算出する際の一般廃棄物の搬入量は、以下のとおりとする。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	合計
し尿	3,707	3,580	3,453	3,219	2,995	2,781	2,575	2,378	2,190	2,004	28,882
浄化槽汚泥	20,912	19,999	19,478	18,973	18,457	17,932	17,397	16,852	16,300	15,742	182,042
平群町汚泥	5,600	5,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	50,700
生ごみ	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	6,000

(単位:t)

(3) リスク管理の方針

① 基本的考え方

本業務における運転及び維持管理の責任は、原則として受託者が負う。但し、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、本市が責任を負う。

② リスク分担

予想されるリスク及び本市と受託者との責任分担は、原則として別表1「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、業務契約で定める。

(4) 保険

① 本市は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で以下の保険に加入している。

- ・全国市有物件災害共済

② 受託者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は受託者に対して損害賠償請求権を有する。

③ 受託者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(5) 資金調達

応募者が、業務実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該資金調達に係る融資確約書等を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

(6) 地域経済への配慮

- ① 雇用については、地元及び経験者の採用に配慮すること。
- ② 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- ③ 外部委託、請負等が必要な場合、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮すること。

(7) 情報の提供について

受託者は、本業務の履行にあたり、運転状況の技術的な見解を示す書類、設備状況に関する書類、図面及び写真等の資料について、本市への必要な情報の提供を行うこととする。

(8) 本業務の委託

受託者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、受託者があらかじめ書面により、本業務の一部について、地元企業等、外部に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。また、受託者が優先交渉権者によって設立される特別目的会社である場合に、出資者たる優先交渉権者の構成員に対して提案書類の記載に従って委託し、請け負わせるときは、本市に事前に通知をすることにより、委託し、請け負わせることができる。

(9) 委託料の見直し

本業務契約期間中において社会情勢の急激な変動により本業務の委託料が明らかに妥当でないとして本市及び受託者が認めた時は、本市及び受託者が協議のうえ委託料の見直しを行うことができる。また、以下の項目において基本となる数値の変動状況に基づき委託料の見直しを行うことができることとする。

- ① 物価上昇率、為替変動等の変動可能性のある経済要素については、原則、次の考え方に従い、委託費へ反映させることとする。
 - ア 変動要素の見直しは、毎年 11 月に内容を決定し翌年 4 月以降その内容を反映する。
 - イ 変動要素の見直しに関して、固定費及び変動費原単位ごとに±3.0%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位の各直近の見直し後の数値に対して適用する。
 - ウ 変動要素の見直し時点から、実際の委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、本市と受託者は協議により変動要素を見直すことができる。
 - エ 見直しに係る評価指標（以下「インデックス」という。）は消費者物価指数を基に行うこととし、当該年度の消費者物価指数を基に、上記の各項目等について補正を行い、翌年度の委託費（固定費及び変動費）を算出する。なお、受託者により合理的に説明されるインデックスが提示された場合は、当該インデックスを基に変動要素の見直しを検討することができる。
- ② 本件施設へ搬入される廃棄物の量において、募集要項第 5 章 1 (2) ③ イに記載する廃棄物搬入量に対し、当該年度の廃棄物搬入実績が概ね±10%以上の差があるときは、本市及び受託者が協議のうえ委託料の変動費について見直しを行うことができる。
- ③ 本件施設へ搬入される廃棄物の性状については、本市がこれまで測定した結果に基づいたものとするが、性状の変動について合理的な理由が成り立つ場合について、本市と受託者が協議のうえ委託料の見直しを行うことができることとする。

(10) 受託者が受けるペナルティー

受託者は、本業務の履行において以下に記載する要求を満足しない行為があった場合は、委託料の減額を行う。

- ① 本市が業務を委託する計量証明機関による分析結果等により処理水、敷地境界における悪臭及び騒音・振動等において法令に定める基準値、地元協定値を満たさない状況が確認された場合、翌月の固定費の運転管理費分を20%減額とする。
- ② 受託者が本業務の履行において生駒市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止措置に該当する行為があった場合、翌月の固定費の運転管理費分を指名停止期間（月）×3%減額とする。

(11) 業務内容確認書の提出

優先交渉権者は、募集要項等の内容及び優先交渉権者が提案した内容に基づく本業務の履行に問題がない旨を示すため、平成 29 年 2 月 28 日までにエコパーク 2 1 長期包括運営業務委託内容確認書を本市へ提出することとする。

(12) 引継

同節 (11) 業務内容確認書の提出に伴い、本件施設及び取扱説明書等の確認により運営上必要となる情報を得ることができる機会として引継期間を設ける。

引継期間は平成 29 年 1 月 5 日から平成 29 年 3 月 31 までとし、引継に係る費用は、優先交渉権者が負担すること。なお、平成 29 年 4 月 1 日以降において、運営上の引継は原則として行わないこととする。また、本業務の履行開始後において情報の収集漏れ等による運営上の不具合は受託者が負うこと。

(13) 受託者の本社登記

本業務に関して新たに特別目的会社等を設立する場合、受託者の本社登記は、生駒市内とすること。

2 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- ① 受託者の提供するサービスが、業務契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、受託者に対して、改善勧告を行い、受託者は一定期間内に改善策を提出し、その内容を実施する。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、業務契約を解除することができる。
- ② 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は業務契約を解除できるとする。
- ③ 前 2 号の規定により本市が業務契約を解除した場合、受託者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受託者は業務契約を解除することができる。
- ② 前号の規定により受託者が業務契約を解除した場合、本市は、受託者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、本市及び受託者は、業務継続の可否について協議することとする。

なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前によるその旨の通知をすることにより、本市及び受託者は、業務契約を解除することができる。

(4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、業務契約に定める。

3 本市による本業務の実施状況の検証及び評価

本市は、契約に基づき提供される長期包括運営業務の要求水準を確認するため、本業務の実施状況の検証及び評価を次のとおり行う。

なお、受託者が本業務の実施に当たって特別目的会社等を設立しない場合、受託者自身の企業と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、本市の要求がある場合は経理書類の開示を行うとともに、本市による監査業務を受け入れること。

(1) 財務状況

受託者は、本市に対し、契約期間内において各年度終了後 3 ヶ月以内に、公認会計士等の監査を経た決算報告書の写しを提出すること。

本市は、必要に応じ、受託者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

(2) 業務実施状況

本市は、受託者が提出する、運転日誌、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書等により、受託者の業務実施状況を監視する。また、本市は、施設の運転管理等業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により受託者の業務実施状況の確認を行う。

また、受託者が実施する本業務について、その内容が適正な業務水準であるか定期的に検証及び評価を行う。このとき、業務内容が過剰な場合と未達の場合には、適正な業務水準となるよう双方で協議し契約金額の見直しを行うとともに、未達の場合には、受託者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

(3) 業務の改善勧告

本市は、受託者が本業務の契約に基づく関係書類に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

本市は、受託者に対して改善勧告を行った場合、受託者に支払う委託料の減額を行うことがある。

また、本市の改善勧告にもかかわらず、受託者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、本市は自ら改善を行い、その費用を受託者に求償することができる。

第6章 提案書類の審査

1 審査委員会の設置

エコパーク 2 1 長期包括運営業務委託の受託者特定にあたり、公正性及び透明性を確保することを目的に、エコパーク 2 1 長期包括運営業務委託契約に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置している。

2 審査の方法

(1) 提案書類審査

ア 応募者が提出する提案書類の審査は、審査委員会が「優先交渉権者決定基準」に基づき行う。

イ 審査委員会は、審査にあたり、提案書類の内容について応募者から説明を受ける場を設けることができる。

ウ 審査委員会は、審査により項目ごとに得点を付与し、各応募者の合計得点から応募者の順位を決定し審査結果とする。なお、審査委員会は、提案書類の内容から契約にあたって留意する事項があると考えるときは、審査結果にその旨を記載する。

(2) 優先交渉権者の特定

ア 本市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を特定する。

イ 審査結果は、平成 28 年 11 月上旬を目途に応募者（代表企業）に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

ウ 優先交渉権者が契約を締結しない場合、本市は、審査委員会が示した審査結果の順位に従い、次の優先交渉権者を決定する。

3 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

4 公募及び特定に係る事務の担当

生駒市 市民部 環境保全課 施設係（担当：木戸、河盛）

住所：生駒市東新町 8 番 38 号

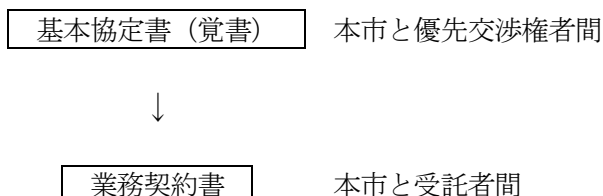
電話：0743-74-1111（内線 358、359）

電子メール：ecopark@city.ikoma.lg.jp

第7章 契約の概要

1 契約の構成

本市と優先交渉権者が締結する契約、及びこれに係る協定については以下のとおり構成される。



① 基本協定書（覚書）

基本協定書は優先交渉権者決定後、本市と優先交渉権者との間で、業務契約の締結に向けてなされる、本市及び優先交渉権者の双方の協力等について定める。

② 業務契約書

本市と受託者との間で締結し、業務期間中の本市と受託者の役割、責任分担について明確化する。なお、本業務の契約は、契約の基本的な内容を示す契約書の他、募集要項等、本応募の質問に対する回答書、優先交渉権者が提出した提案書、基本協定書及び契約協議において本市と優先交渉権者で確認する覚書から成り立つこととし、これらの書類を総称して業務契約書という。

2 契約の手続

① 本市は、基本協定書については優先交渉権者と、業務契約書については受託者と締結する。

② 契約保証金

ア 本業務について契約を締結した受託者は、速やかに契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りでない。

イ 前項の契約保証金は生駒市契約規則第21条、第22条及び第23条の規程による。

3 契約の締結

契約等の締結スケジュールは、以下を予定している。

① 基本協定の締結 平成28年12月下旬

② 業務契約の締結 平成29年3月下旬

4 その他

本業務の契約は、生駒市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づくものとし、同要綱内で定義する「排除措置対処法人等」に該当する場合は、同要綱第9条に基づき、原則として本業務の契約を解除する。

別表1

リスク分担表

リスク	リスク内容		リスクに対する責任負担 ○：主負担、△：一部負担	
			本市	受託者
法令変更リスク (税制度含)	1	本業務に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
	2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
許認可リスク	3	本市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	4	受託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
物価変更リスク	5	運営・維持管理業務開始後の一定の範囲を超えるインフレ・デフレ	○	△(一定範囲内の物価変動には対応)
不可抗力リスク	6	天災・暴動等による業務変更・中止等が生じるリスク	○	△
募集要項等 変更リスク	7	募集要項、要求水準書、その他本市が提示した図面、履歴データ等の誤り	○	
施設性能確保 リスク	8	本業務開始時の施設の性能の未達	○	